

# 令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和4年11月

東京国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前と同水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が5千8百件（前事務年度5千2百件）、着眼調査が1千6百件（同1千4百件）であり、合計7千4百件（同6千6百件）、このほか、簡易な接触の件数15万5千件（同14万5千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は16万3千件（同15万2千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は8万5千件（同8万1千件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,555億円（同1,065億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,424億円（同958億円）、着眼調査によるものは131億円（同107億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は716億円（同563億円）となっており、調査等合計では2,270億円（同1,628億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、305億円（同163億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは293億円（同154億円）、着眼調査によるものは11億円（同9億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、410万円（同248万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は95億円（同58億円）となっており、調査等合計では400億円（同222億円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般		着眼		計					
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	5,187		1,404		6,591		145,090		151,681	
	5,838	112.6%	1,590	113.2%	7,428	112.7%	155,334	107.1%	162,762	107.3%
申告漏れ等の 非違件数	4,700		1,113		5,813		74,836		80,649	
	5,250	111.7%	1,150	103.3%	6,400	110.1%	78,796	105.3%	85,196	105.6%
申告漏れ 所得金額	958		107		1,065		563		1,628	
	1,424	148.6%	131	122.4%	1,555	146.0%	716	127.2%	2,270	139.4%
追徴 税額	本税	133		8		141		57		198
		246	185.0%	10	125.0%	256	181.6%	92	161.4%	348
	加算税	21		1		22		1		24
	48	228.6%	1	100.0%	49	222.7%	3	300.0%	52	216.7%
	計	154		9		163		58		222
		293	190.3%	11	122.2%	305	187.1%	95	163.8%	400
一件 当たり	申告漏れ 所得金額	1,847		761		1,616		39		107
		2,440	132.1%	821	107.9%	2,093	129.5%	46	117.9%	140
	本税	256		57		214		4		13
		421	164.5%	63	110.5%	344	160.7%	6	150.0%	21
	加算税	41		8		34		0.1		2
		82	200.0%	9	112.5%	66	194.1%	0.2	200.0%	3
	計	297		65		248		4		15
		503	169.4%	71	109.2%	410	165.3%	6	150.0%	25

(注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、5千8百件(前事務年度4千2百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、4千3百件(同2千8百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、675億円(同473億円)となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	2事務年度	3事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 4,236	件 5,759	% 136.0
土地建物等	3,312	4,422	133.5
株式等	924	1,337	144.7
② 申告漏れ等の 非違件数	件 2,823	件 4,271	% 151.3
土地建物等	2,113	3,109	147.1
株式等	710	1,162	163.7
③ 非違割合 (② / ①)	% 66.6	% 74.2	ポイント 7.5
土地建物等	63.8	70.3	6.5
株式等	76.8	86.9	10.1
④ 申告漏れ所得金額	億円 473	億円 675	% 142.9
土地建物等	361	437	121.0
株式等	111	238	213.7
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 1,115	万円 1,172	% 105.1
土地建物等	1,090	988	90.6
株式等	1,207	1,781	147.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施したほか、輸出品販売場制度の悪用事案に対する調査に取り組み、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2千3百件（前事務年度1千9百件）、着眼調査が7百件（同3百件）であり、合計2千9百件（同2千2百件）、このほか、簡易な接触の件数は2万件（同1万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は2万3千件（同2万1千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万4千件（同1万2千件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、51億円（同32億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは47億円（同31億円）、着眼調査によるものは4億円（同1億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、174万円（同143万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は22億円（同10億円）となっており、調査等合計では73億円（同42億円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
		件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比
調査等件数	件	1,905		322		2,227		18,305		20,532	
		2,295	120.5%	654	203.1%	2,949	132.4%	20,483	111.9%	23,432	114.1%
申告漏れ等の非違件数	件	1,582		230		1,812		9,704		11,516	
		1,968	124.4%	502	218.3%	2,470	136.3%	11,563	119.2%	14,033	121.9%
追徴税額	本税	25		1		26		10		36	
	億円	39	156.0%	3	300.0%	42	161.5%	21	210.0%	64	177.8%
	加算税	6		0.2		6		0.3		6	
億円	8	133.3%	0.7	350.0%	9	150.0%	0.7	233.3%	10	166.7%	
計	億円	31		1		32		10		42	
		47	151.6%	4	400.0%	51	159.4%	22	220.0%	73	173.8%
一件当たり	本税	131		32		117		5		18	
	万円	170	129.8%	50	156.3%	143	122.2%	11	220.0%	27	150.0%
	加算税	30		6		26		0.1		3	
万円	36	120.0%	10	166.7%	30	115.4%	0.4	400.0%	4	133.3%	
計	万円	161		38		143		6		20	
		206	128.0%	60	157.9%	174	121.7%	11	183.3%	31	155.0%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は4,850万円・1件当たり追徴税額は1,392万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和3事務年度においては、916件（前事務年度801件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の4,850万円（同2,581万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,440万円（同1,847万円）に比べ2.0倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は444億円（同207億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,392万円（同544万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の503万円（同297万円）に比べ2.8倍となっています。また、追徴税額の総額は128億円（同44億円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は3,955万円（同878万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の503万円に比べ7.9倍と高額となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	801	916	114.4%	5,838	
申告漏れ等の非違件数	681	817	120.0%	5,250	
申告漏れ所得金額	207	444	214.5%	1,424	
追徴税額	44	128	290.9%	293	
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,581	4,850	187.9%	2,440
	追徴税額	544	1,392	255.9%	503

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数	200	207	103.5%	5,838	
申告漏れ等の非違件数	169	188	111.2%	5,250	
申告漏れ所得金額	67	199	297.0%	1,424	
追徴税額	18	82	455.6%	293	
1件当たり	申告漏れ所得金額	3,345	9,612	287.4%	2,440
	追徴税額	878	3,955	450.5%	503

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

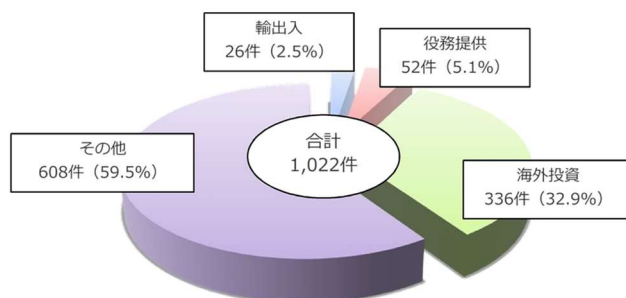
～「富裕層」のみならず、1件当たり申告漏れ所得金額・1件当たり追徴税額は過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和3事務年度においては、1,022件（前事務年度1,091件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の4,155万円（同2,393万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,440万円（同1,847万円）と比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は425億円（同261億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,225万円（同443万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の503万円（同297万円）と比べ2.4倍となっています。また、追徴税額の総額は125億円（同48億円）に上ります。

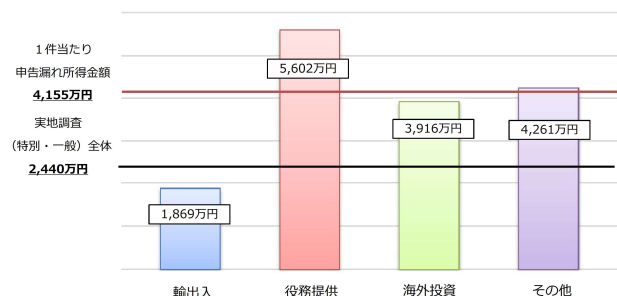
### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		2事務年度	3事務年度		
調	査	件	件		
		1,091	1,022	93.7%	5,838
申	告	漏	れ	等	の
		非	違	件	数
		996	919	92.3%	5,250
申	告	漏	れ	所	得
		金	額	億	円
		261	425	162.8%	1,424
追	徴	税	額	億	円
		48	125	260.4%	293
一	件	当	た	り	
申	告	漏	れ	所	得
		金	額	万	円
		2,393	4,155	173.6%	2,440
追	徴	税	額	万	円
		443	1,225	276.5%	503

### ○ 取引区別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) ( )内の数値は構成比

- 1 「輸 出」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「そ の 他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、186件（前事務年度142件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,657万円（同1,937万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は31億円（同27億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は325万円（同435万円）となっています。また、追徴税額の総額は6億円（同6億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

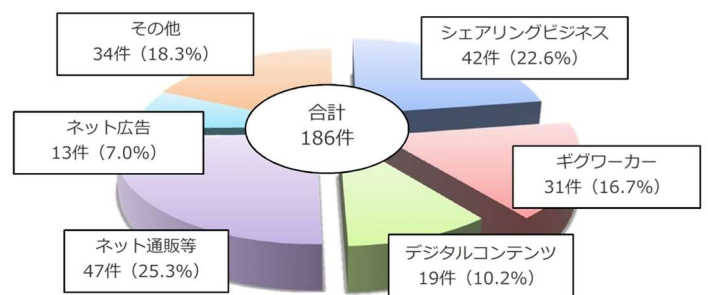
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、114件（前事務年度109件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,935万円（同2,636万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は45億円（同29億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,082万円（同693万円）となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同8億円）に上ります。

#### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数	142	186	131.0%	5,838
申告漏れ等の非違件数	124	170	137.1%	5,250
申告漏れ所得金額	27	31	114.8%	1,424
追徴税額	6	6	100.0%	293
1件当たり 申告漏れ 所得金額	1,937	1,657	85.5%	2,440
1件当たり 追徴税額	435	325	74.7%	503

【取引区分別の調査状況】



#### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数	109	114	104.6%	5,838
申告漏れ等の非違件数	100	109	109.0%	5,250
申告漏れ所得金額	29	45	155.2%	1,424
追徴税額	8	12	150.0%	293
1件当たり 申告漏れ 所得金額	2,636	3,935	149.3%	2,440
1件当たり 追徴税額	693	1,082	156.1%	503

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引



## 4 無申告者に対する調査状況

### ～所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

#### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、955件（前事務年度852件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、4,717万円（同3,713万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,440万円（同1,847万円）に比べ1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は450億円（同316億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の992万円（同334万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の503万円（同297万円）の2.0倍となっています。また、追徴税額の総額は95億円（同28億円）に上ります。

#### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、1,014件（同665件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の287万円（同283万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の206万円（同161万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は29億円（同19億円）に上ります。

### ○ 無申告者に対する調査の状況

#### <所得税>

項目	事務年度等		3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度 対前年比	
調査件数 件	852	955 112.1%	5,838
申告漏れ所得金額 億円	316	450 142.4%	1,424
追徴税額 億円	28	95 339.3%	293
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	3,713	4,717 127.0%	2,440
1件当たり 追徴税額 万円	334	992 297.0%	503

#### <消費税>

項目	事務年度等		3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度 対前年比	
調査件数 件	665	1,014 152.5%	2,295
追徴税額 億円	19	29 152.6%	47
1件当たり 追徴税額 万円	283	287 101.4%	206

## 5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

- 消費税の輸出物品販売場制度を悪用し免税購入した物品を国内転売するような事案についても新たに調査を実施しています。

### <消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査状況（即時徴収事案）>

- 令和3事務年度においては、3件実地調査を実施しました。
- 即時徴収の対象となった税額の総額は3億円に上り、1件当たりの追徴税額は、9,982万円となっています。

(注) 輸出物品販売場制度における即時徴収とは、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品をその者が出国する日又は居住者となる日（基本的に入国後6か月以内）までに輸出しない（国外に持ち出さない）ときに、税関長（居住者となるケースにおいては税務署長）が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収すること、また、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品を譲渡したときに、税務署長が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収することをいいます。

### ○ 消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査の状況

事務年度等		3事務年度
項目		
調査件数	件	3
追徴税額	億円	3
1件当たり追徴税額	万円	9,982

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	システムエンジニア	2,572	681	4
2	商工業デザイナー	2,193	533	2
3	経営コンサルタント	2,160	460	1
4	電気配線工事	1,873	359	8
5	弁 護 士	1,746	393	-
6	バ ー	1,619	288	-
7	内 科 医	1,608	318	-
8	野菜栽培農業	1,587	199	-
9	塗 装 工 事	1,534	288	12
10	水道衛生工事	1,497	262	5

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	1,850	風俗業	4,351	風俗業	3,135	キヤバレー	3,174	風俗業	2,211
2	とび工事	1,298	情報サービス	2,407	型枠工事	1,043	情報サービス	1,595	キヤバレー	1,807
3	バレー	1,252	バレー	1,254	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374	生命保険外交員	1,364
4	商工業デザイナー	1,182	美容	932	土木工事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342	プログラマー	1,245
5	プログラマー	1,064	プログラマー	855	写真家	958	型枠工事	1,334	防水工事	1,179

	平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	キヤバレー	2,283	美術こつとう品	3,908	経営コンサルタント	5,168	経営コンサルタント	2,400	エン지니어	2,572
2	風俗業	2,170	保険代理業	2,419	太陽光発電	3,921	商デザイナー	1,878	商工業デザイナー	2,193
3	漫画家	1,995	学習塾経営	2,340	キヤバレー	3,056	冷暖房設備工事	1,635	経コンサルタント	2,160
4	スタント俳優	1,655	キヤバレー	2,269	眼科	2,126	エン지니어	1,633	電気配線工事	1,873
5	宅配	1,575	経営コンサルタント	2,269	映画、テレビ等俳優	1,799	水道衛生工事	1,424	弁護士	1,746

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。  
 2 平成30事務年度4位の「キヤバレー」は、平成28事務年度まで「キヤバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 3 平成30事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 4 令和元事務年度2位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 5 令和2事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。